

福井県報

第 2031 号
平成 21 年
5 月 8 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

○特定第二号漁業者に対する共済契約

の締結の申込みに係る同意成立の届

出(三〇一・水産課)……………一

○第五種共同漁業権に係る遊漁規則の

変更の認可(三〇二・同)……………一

○保安林の指定の予定(三〇三・森く

くり課)……………二

○県営土地改良事業に係る換地計画の

決定および関係書類の縦覧(三〇四・

農村振興課)……………三

公告

○平成二十一年度毒物劇物取扱者試験

の実施(医務業務課)……………三

○平成二十一年度登録販売者試験の実

施(同)……………三

○土地改良区の役員の就任(嶺南振興

局)……………三

選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄附を受けまたは

支出をすることができなくなった政

治団体の名称等の公表(二二四)……………四

○政治団体の設立の届出(二二五)……………四

○政治団体の届出事項の異動に係る届

出(二二六)……………五

○政治団体の解散の届出(二二七)……………六

○資金管理団体の届出事項の異動に係

る届出(二二八)……………六

正誤

※平成二十一年三月三十一日福井県規

則第二十三号(里親委託等取扱規則

の一部を改正する規則)……………八

○資金管理団体の指定の取消しの届出

(二二九)……………六

○平成十九年分の政治団体の収支報告

書の要旨(三〇)……………六

告示

福井県告示第301号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158

号)第108条第5項において準用する同法

第105条の2第3項の規定による届出を審

査した結果、次の区域および区分において同

法第108条第2項の規定による同意があつ

たものと認めため、次のとおり公示する。

平成21年5月8日

福井県知事 西川 一誠

若狭三方加入区

1 発起人の住所および氏名

三方上中郡若狭町常神1-78

西本 道秀

三方上中郡若狭町小川10-6

松本 一成

2 区域

若狭三方漁業協同組合の地区の区域

3 区分

大型定置漁業

4 漁業災害補償法施行規則(昭和39年

農林省令第35号)第48条の2におい

て準用する同令第46条第1項の規定に

よる通知年月日

平成21年4月3日

福井県告示第302号

漁業法(昭和24年法律第267号)第1

29条第5項の規定に基づき、内水面におけ

る第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の

認可をしたので、同条第7項の規定により、

次のとおり公示する。

平成21年5月8日

福井県知事 西川 一誠

1 漁業権者の氏名および住所

敦賀河川漁業協同組合

敦賀市三島町1丁目11-1

漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

遊漁についての制限の範囲

(遊漁期間)	
第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。	
魚種	期間
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
あまご やまめ いわな	2月1日から9月30日まで

2 解禁日の公表は、組合の掲示板及び組合の委託した遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

3 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法によるあゆの遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内において、同表の右欄に掲げる期間ははしてはならない。

漁具・漁法	区域	期間
さで網 投網	笹の川本流と五位川の合流点から堂橋上流端までの区域	解禁日から11月30日まで
	上記以外の区域	解禁日から9月4日まで

(遊漁についての制限範囲)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
あまご やまめ いわな	2月1日から9月30日まで

2 解禁日の公表は、組合の掲示板及び組合の委託した遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

3 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法によるあゆの遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内において、同表の右欄に掲げる期間ははしてはならない。

漁具・漁法	区域	期間
	木の芽川合流点から河口までの区域	解禁日から11月30日まで
竿釣	笹の川橋下流端から木の芽川合流点までの区域	9月1日から11月30日まで
さで網 投網	笹の川本流と五位川の合流点から堂橋上流端までの区域	解禁日から11月30日まで
	上記以外の区域	解禁日から9月4日まで

変更後

4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成21年5月8日

福井県告示第303号
農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月8日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所
三方上中郡若狭町白屋10号水無口1から4まで、5の6、5の7、11号荒神1、11から21まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
白屋10号水無口1、2、11号荒神18から20まで
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業小山北部地区（全工区）に係る換地計画を定めたので、同条第4項において連用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成21年5月8日

福井県知事 西川 一誠

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成21年5月11日から平成21年6月8日まで
- 3 縦覧に供する場所
大野市役所

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成21年度毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「令」という。）第8条の規定により、次のとおり公告する。
平成21年5月8日

福井県知事 西川 一誠

- 1 試験日時
平成21年8月7日（金）
午後1時から午後3時15分まで
- 2 試験場所
福井県立大学
吉田郡永平寺町松岡兼定高4-1-1
- 3 試験科目
(1) 筆記試験
ア 毒物および劇物に関する法規
イ 基礎化学
ウ 毒物および劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては令別表第1に掲げる毒物および劇物ならびに特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質および貯蔵その他取扱方法
(2) 実地試験

毒物および劇物の識別および取扱方法

- 4 受験手続
試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる写真を添えて、県内居住者は住所を所管する県健康福祉センターに、県外居住者は福井県健康福祉部医務薬務課に提出すること。
なお、受験願書は、福井県健康福祉部医務薬務課および各県健康福祉センターで交付する。

(1) 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載したもの）
1葉

5 受験手数料

10、500円（10、500円に相当する福井県証紙（消印しないこと。）を受験願書の所定の箇所にちよう付すること。

6 受験願書の提出期間

平成21年6月1日（月）から同月5日（金）までの午前8時30分から午後5時30分までとし、郵送による場合は、平成21年6月5日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

7 合格発表

平成21年8月25日（火）午前10時に合格者の受験番号を福井県庁1階掲示板および各県健康福祉センターの掲示板上に掲示するほか、福井県健康福祉部医務薬務課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部医務薬務課（福井市大手3丁目17-1）または各県健康福祉センターあてに行うこと。

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定に基づき、平成21年度福井県登録販売者試験（以下「試験」という。）を実施するので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年5月8日

福井県知事 西川 一誠

- 1 試験日時
平成21年8月23日（日）
午前10時から午後3時まで
- 2 試験場所
福井大学 松岡キャンパス
吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
- 3 試験方法
筆記試験
- 4 試験項目
(1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
(2) 人体の働きと医薬品
(3) 主な医薬品とその作用
(4) 薬事に関する法規と制度
(5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 5 受験手続
試験を受けようとする者は、受験申請書に次に掲げる書類等を添えて、県内居住者は住所を所管する県健康福祉センターに、県外居住者は福井県健康福祉部医務薬務課に提出すること。
なお、受験申請書は、福井県健康福祉部医務薬務課および各県健康福祉センターで配布する。
(1) 薬事法施行規則第159条の5第2項に規定する受験資格を有することを証明する書類
(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の

長さ4cmの大きさのもので、裏面に氏名および生年月日を記載したもの)

1葉

6 受験手数料

13,000円分の福井県証紙(消印しないこと。)を受験申請書の所定の箇所にちよう付すること。

7 受験申請書の提出期間

平成21年6月15日(月)から同年6月26日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで(土曜日および日曜日は除く。)

なお、郵送による場合は、必ず書留郵便で行い、平成21年6月26日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

8 合格発表

平成21年10月6日(火)午前10時に合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および各県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部医務課のホームページに掲載するとともに、受験者に結果を通知する。

9 その他

受験手續その他試験に関する問い合わせは、福井県健康福祉部医務課(福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347)または各県健康福祉センターあてに行うこと。

おおい町土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成21年3月28日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年5月8日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 三谷 良一 おおい町安川13-1

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第24号

次の団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、または支出をすることができない団体となつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の名	主たる事務所の所在地
岡崎栄明後援会	岡崎 五十一	永瀬 正三	坂井市坂井町大味57-21-8
河合昭信後援会	松本 敏夫	木曾 義紀	福井市グリーンソングハイツ3-122

福井県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の名	主たる事務所の所在地
平成21年3月13日	福田朋美文殊地区後援会	吉川 強	皆川 恭英	福井市上細江町33-25

平成21年 3月26日	福田朋美殿下地区後援会	森田 真琴	斉藤 一真	福井市風尾町4-37
平成21年 3月26日	しもなかしげみ後援会	鳥羽 庄司	霜中 章	三方上中郡若狹町大鳥羽 6-20-1
平成21年 4月3日	福谷ひろし後援会	北川 傳一	池上 矩平	三方上中郡若狹町三田 29-26

福井県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月8日
福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

届出 年月日	政治団体の名称	異動事項	異動内容	
			新	旧
平成21年 3月13日	森ゆきつぐ後援会	代表者 小林 武一	嶋田 薫	坂野 彰
平成21年 3月16日	福井県社会保険労務 士政治連盟	会計責任者 主たる事務所の 所在地	鳴田 薫	塩崎 瑛一
平成21年 3月17日	中村重夫後援会	代表者 主たる事務所の 所在地	勝山市元町3-6-4 6	勝山市元町1-9-13
平成21年 3月19日	自由民主党永平寺支 部	代表者 主たる事務所の 所在地	中村 重夫	久保 正剛
平成21年 3月19日	自由民主党福井県福 井市・足羽郡第五支 部	代表者 会計責任者	吉田郡永平寺町鳴鹿山 鹿16-34	吉田郡永平寺町光明寺 14-11
平成21年 3月19日	自由民主党福井県福 井市・足羽郡第五支 部	代表者 会計責任者	坂本 伊三栄	加藤 正熙
平成21年 3月23日	ひろせ潤一後援会 「潤友会」	代表者 会計責任者	森川 信治	伊藤 義信
平成21年 3月25日	福井県LPガス政治 連盟	代表者	池上 敬次	田崎 昭幸
			藤野 拓三	清水 昭信

平成21年 3月26日	自由民主党福井県看 護連盟支部	主たる事務所の 所在地	福井市北四ツ居町60 1	福井市西開発3-306
平成21年 3月26日	福井県看護連盟	主たる事務所の 所在地	福井市北四ツ居町60 1	福井市西開発3-306
平成21年 3月27日	日本共産党福井県委 員会	会計責任者	佐藤 八千代	金元 幸枝
平成21年 3月27日	中西真三後援会	主たる事務所の 所在地	越前市府中3-10- 16	越前市府中3-15-1 1
平成21年 3月27日	松村りゅうじ今立地 区後援会	名称 代表者	前田 照美 松村りゅうじ今立地区 後援会	清水 久男 松村りゅうじ今立町後援 会
平成21年 3月31日	自由民主党福井県東 部大櫛会支部	代表者	関 孝治	前田 真
平成21年 3月31日	福木義幸後援会	代表者	法山 宏道	吉川 慶一
平成21年 3月31日	福井県社会福祉政治 連盟	代表者	稲木 清子	稲木 七郎
平成21年 4月1日	福井県齒科技工士連 盟	代表者	清川 忠	吉岡 幸一
平成21年 4月2日	福井県商工政治連盟	代表者	小坂 高志	森瀬 美喜夫
平成21年 4月2日	福井県農政連今立支 部	代表者	朝倉 俊一郎	大久保 俊和
平成21年 4月2日	福井県農政連坂井支 部	代表者	小谷 俊一	清水 弘
平成21年 4月2日	福井県農政連南条支 部	代表者	村上 茂雄	後藤 数馬
平成21年 4月9日	福田朋美美国見地区後 援会	主たる事務所の 所在地	上田 甚一	玉村 高也
平成21年 4月14日	玉村和夫後援会	代表者	福井市鮎川町96-3	福井市大丹生町48-5
		代表者	中村 秀夫	長谷川 政
		代表者	工谷 健次	中村 秀夫
		代表者	山口 正美	辻 一彦

平成21年 4月15日	くろだ文男後援会	会計責任者	小松 高宏	青山 博志
平成21年 4月15日	猛親会	会計責任者	高地 保	宮田 修一

福井県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月8日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

届出年月日	政治団体の名称	解散年月日
平成21年3月17日	小浜市に新しい風を吹かす会	平成21年3月17日
平成21年3月17日	とりのい昭彦後援会	平成21年3月17日
平成21年3月17日	中村重夫後援会	平成20年12月25日
平成21年3月18日	清水宏後援会	平成21年3月18日
平成21年3月23日	たかはし猛志を育てる会	平成21年3月17日
平成21年3月24日	平間茂雄の尽政同友会	平成20年12月25日
平成21年3月27日	自由民主党福井県防衛支部	平成20年12月31日
平成21年3月27日	山本鐵夫後援会	平成20年12月31日
平成21年3月30日	朝日21世紀の会	平成20年12月25日
平成21年3月30日	川瀬つるじ後援会	平成20年12月31日
平成21年4月2日	長谷川仙一郎後援会	平成21年3月31日
平成21年4月6日	河原一夫後援会	平成21年3月31日

福井県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 奥井 隆

届出年月日	届出をした者の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
					新	旧
平成21年 3月26日	松崎 晃治	小浜市長	まっさき晃治を育てる会	公職の種類	小浜市長	福井県議会議員
平成21年 3月27日	中西 眞三	越前市議会議員	中西眞三後援会	主たる事務所 の所在地	越前市府中3- 10-16	越前市府中3- 15-11

福井県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月8日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

届出年月日	届出をした者の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
平成21年 3月27日	山本 鐵夫	大野市議会議員	山本鐵夫後援会	大野市牛ヶ原1-6	山本 鐵夫	平成20年 12月31日

福井県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、平成19年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成21年5月8日

福井県選挙管理委員会
委員長 奥井 隆

【政 党】

政治団体の名称 自由民主党上中支部
報告年月日 平成21年3月30日
1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	759,601円	ア 経常経費	72,700円
ア 前年繰越額	56,601円	(ウ) 備品・消耗品費	35,900円
イ 本年収入額	703,000円	(エ) 事務所費	36,800円
(2) 支出総額	523,964円	合 計	72,700円
(3) 翌年繰越額	235,637円		

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

 ア 個人の負担する党費または会費

 13,000円

 11人

 オ 本部または支部から供与された交付金に係る収入

 690,000円

 (ア) 自由民主党福井県支部連合会

 490,000円

 (イ) 自由民主党福井県参議院選挙区第

 二支部

 200,000円

 合 計

 703,000円

(2) 支出の内訳

 ア 経常経費

 179,814円

 (イ) 光熱水費

 12,000円

 (ウ) 備品・消耗品費

 86,508円

 (エ) 事務所費

 81,306円

 イ 政治活動費

 344,150円

 (ア) 組織活動費

 344,150円

 合 計

 523,964円

【その他の政治団体】

政治団体の名称 山崎正昭上中町後援会

報告年月日 平成21年3月30日

1 収入・支出の総額

 (1) 収入総額

 113,733円

 ア 前年繰越額

 113,733円

 イ 本年収入額

 0円

 (2) 支出総額

 72,700円

 (3) 翌年繰越額

 41,033円

2 収入・支出の内訳

 (2) 支出の内訳

正 誤

平成二十一年三月三十一日福井県規則第二十
三号(里親委託等取扱規則の一部を改正する
規則)

四	ページ	行	誤	正
四	四	二十九	第十五条第一項中「養育里親」を「養育里親等」に	第十五条第一項中「受託里親」を「受託養育里親等」に
		三十一	同条第二項中「養育里親」を「養育里親等」に	同条第二項中「受託里親」を「受託養育里親等」に

平成二十一年五月八日印
平成二十一年五月八日発

刷 行

発行人 印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県福井市西開発三丁目七一五

福井県
白崎印刷(株)

☎六三〇〇